



新潟県公報

平成25年
3月28日(木)
号外
第28号

目次

規 則	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正.....	1
教育委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正.....	2
選挙管理委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正.....	3
人事委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正.....	4
監査委員	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正.....	5
公安委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正.....	6
企業局	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正.....	7
警察本部	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正.....	8
労働委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正.....	9
収用委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正.....	10
内水面漁場管理委員会	
○新潟県情報公開条例施行規則の一部改正.....	11
議 会	
○新潟県議会情報公開条例施行規則の一部改正.....	12

規 則

新潟県規則第十号

新潟県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

新潟県知事 福田 富一

新潟県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県情報公開条例施行規則（平成十二年新潟県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

住 所 〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地〕	(〒 -)
主たる事務所が県内にない法人等にあつては、県内に	(名称)

を

ある事務所又は事業所の名 称及び所在地	(所在地)
------------------------	-------

住 所 (法人等にあつては、主 たる事務所の所在地)	(〒 -)	に
----------------------------------	--------	---

公文書の名称その 他の公文書を特定 するために必要な 事項		を
利害関係の内容	(県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人 その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、そ の利害関係の内容を記入してください。)	

公文書の名称その 他の公文書を特定 するために必要な 事項		に
--	--	---

改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(文書等事務課)

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会規則第七号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県教育委員会

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則（平成十二年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中	住 所 (法人等にあつては、主 たる事務所の所在地)	(〒 -)	を
	主たる事務所が県内にない	(名称)	

法人等にあつては、県内に ある事務所又は事業所の名 称及び所在地	(所在地)
--	-------

住 所 〔法人等にあつては、主 たる事務所の所在地〕	(〒 -)
----------------------------------	--------

公文書の名称その 他の公文書を特定 するために必要な 事項	
利害関係の内容	〔 県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人 その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、そ の利害関係の内容を記入してください。 〕

公文書の名称その 他の公文書を特定 するために必要な 事項	
--	--

改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(総務課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第十五号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「総務部」を「経営管理部」に改める。

住 所 〔法人等にあつては、主〕	(〒 -)
---------------------	--------

別記様式第一号中

「 たる事務所の所在地 」	
主たる事務所が県内にない 法人等にあつては、県内に ある事務所又は事業所の名 称及び所在地	(名称) (所在地)

せ

住 所

(〒 -)

〔 法人等にあつては、主
たる事務所の所在地 〕

じ

公文書の名称その
他の公文書を特定
するために必要な
事項

利害関係の内容

〔 県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人
その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、そ
の利害関係の内容を記入してください。 〕

せ

公文書の名称その
他の公文書を特定
するために必要な
事項

こ

改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第六号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則（平成十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

住 所	(〒 -)
〔 法人等にあつては、主 〕	

別記様式第1号	〔 たる事務所の所在地 〕		せ
	主たる事務所が県内にない法人等にあつては、県内にある事務所又は事業所の名称及び所在地	(名称) (所在地)	

住 所 〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地 〕	(〒 -)	に
--------------------------------	--------	---

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項		せ
利害関係の内容	〔 県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、その利害関係の内容を記入してください。 〕	

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項		こ
----------------------------	--	---

改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第三号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県監査委員

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

住 所 〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地 〕	(〒 -)
--------------------------------	--------

別記様式第一号

「 たる事務所の所在地 」	
主たる事務所が県内にない 法人等にあつては、県内に ある事務所又は事業所の名 称及び所在地	(名称) (所在地)

せ

住 所

(〒 -)

〔 法人等にあつては、主
たる事務所の所在地 〕

に

公文書の名称その
他の公文書を特定
するために必要な
事項

利害関係の内容

〔 県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人
その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、そ
の利害関係の内容を記入してください。 〕

せ

公文書の名称その
他の公文書を特定
するために必要な
事項

に

改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規則第一号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県公安委員会委員長 小 林 一 成

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則（平成十三年栃木県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

住 所	(〒 -)
〔 法人等にあつては、主 〕	

記 録 簿 記 帳 簿 中

「 たる事務所の所在地 」		せ
主たる事務所が県内にない 法人等にあつては、県内に ある事務所又は事業所の名 称及び所在地	(名称) (所在地)	

住 所 〔 法人等にあつては、主 たる事務所の所在地 〕	(〒 -)	に
------------------------------------	--------	---

公文書の名称その 他の公文書を特定 するために必要な 事項		せ
利害関係の内容	〔 県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人 その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、そ の利害関係の内容を記入してください。 〕	

公文書の名称その 他の公文書を特定 するために必要な 事項		に
--	--	---

改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第一号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程

栃木県情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

住 所 〔 法人等にあつては、主 〕	(〒 -)
-----------------------	--------

別記様式第一号中

「 たる事務所の所在地 」		
主たる事務所が県内にない 法人等にあつては、県内に ある事務所又は事業所の名 称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	

せ

住 所

(〒 -)

〔 法人等にあつては、主
たる事務所の所在地 〕

に

公文書の名称その
他の公文書を特定
するために必要な
事項

利害関係の内容

〔 県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人
その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、そ
の利害関係の内容を記入してください。 〕

せ

公文書の名称その
他の公文書を特定
するために必要な
事項

こ

改める。

附 則

この管理規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経営企画課)

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第一号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県警察本部長 坪 田 眞 明

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

栃木県情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県警察本部訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

住 所 (〒 -)

別記様式第1号中

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地)		せ
主たる事務所が県内にない法人等にあつては、県内にある事務所又は事業所の名称及び所在地	(名称) (所在地)	

住 所 (法人等にあつては、主たる事務所の所在地)	(〒 -)	じ
--------------------------------	-------------------	---

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項		せ
利害関係の内容	(県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、その利害関係の内容を記入してください。)	

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項		こ
----------------------------	--	---

改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

労 働 委 員 会

栃木県労働委員会告示第一号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県労働委員会会長 小沼 洸一郎

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

記 録 簿 記 帳 簿

住 所 〔 法人等にあつては、主 たる事務所の所在地 〕	(〒 -)
主たる事務所が県内にない 法人等にあつては、県内に ある事務所又は事業所の名 称及び所在地	(名称) (所在地)

せ

住 所 〔 法人等にあつては、主 たる事務所の所在地 〕	(〒 -)
------------------------------------	---------

じ

公文書の名称その 他の公文書を特定 するために必要な 事項	
利害関係の内容	〔 県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人 その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、そ の利害関係の内容を記入してください。 〕

せ

公文書の名称その 他の公文書を特定 するために必要な 事項	
--	--

こ

改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

収 用 委 員 会

栃木県収用委員会規則第一号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県収用委員会会長 高 木 光 春

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則（平成十二年栃木県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

住 所 〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地〕	(〒 -)
主たる事務所が県内にない法人等にあつては、県内にある事務所又は事業所の名称及び所在地	(名称) (所在地)

せ

住 所 〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地〕	(〒 -)
------------------------------	--------

じ

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項	
利害関係の内容	〔県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、その利害関係の内容を記入してください。〕

せ

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項	
----------------------------	--

じ

改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第一号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 橋 本 俊 一

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改

出す。

別記様式第1号

住 所 〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地〕	(〒 -)
主たる事務所が県内にない法人等にあつては、県内にある事務所又は事業所の名称及び所在地	(名称) (所在地)

せ

住 所 〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地〕	(〒 -)
------------------------------	--------

に

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項	
利害関係の内容	〔県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、その利害関係の内容を記入してください。〕

せ

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項	
----------------------------	--

に

改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

議 会

栃木県議会告示第二号

栃木県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県議会議長 三 森 文 徳

栃木県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県議会情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

住 所 〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地〕	(〒 -)	せ
主たる事務所が県内にない法人等にあつては、県内にある事務所又は事業所の名称及び所在地	(名称) (所在地)	

住 所 〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地〕	(〒 -)	じ
------------------------------	--------	---

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項		せ
利害関係の内容	〔県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人その他の団体以外の方で、県が行う事務又は事業に利害関係を有する方のみ、その利害関係の内容を記入してください。〕	

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項		こ
----------------------------	--	---

改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。